

胎内市出産・子育て応援事業のご案内



1. 事業内容

妊娠期から子育て期にわたり安心して出産・子育てができるように、伴走型相談支援の充実と、経済的支援として出産・子育て応援給付金を支給します。

【伴走型相談支援の充実】

全ての妊婦や子育て家庭を対象に保健師や助産師が面談を行い、出産・育児等の見通しを一緒に確認し、必要な支援につなげます。

面談実施のタイミングは、以下の3回になります。

(1) 妊娠届出時

妊娠届出時に保健師、助産師等が面談を行い、妊娠や出産の心配事やご家族の支援等についてお聞きします。また、子育てガイド（胎内市 すくすくプラン）をお渡しし、妊娠期の過ごし方や利用できるサービス等を一緒に確認します。

(2) 妊娠8か月時（希望者のみ）

妊娠7か月頃に、妊娠8か月面談の案内文と「妊娠中の方へのアンケート」を送付します。アンケートの結果で、希望する方に保健師、助産師等の面談を実施します。

(3) 産婦・新生児訪問、2か月時訪問

助産師、保健師等が訪問し、赤ちゃんの発育状況の確認や育児相談を行います。また、子育てガイド（胎内市 すくすくプラン）に沿って、利用できるサービスの紹介や今後の相談支援事業、健診等について確認します。

【経済的支援】

妊娠届出や出生届出を行った妊婦や児の養育者に対し、上記伴走型相談支援の面談実施後、現金給付を行います。口座への振込みをもって支給決定とさせていただきます。

●給付額

出産応援給付金（妊娠届出後）：妊婦ひとりあたり5万円

子育て応援給付金（出生届出後）：対象児童ひとりにつき5万円

（ふたご等の場合は5万円×子どもの数）

2. 対象者

胎内市に住民票を有する妊婦及び子どもの養育者



3. 出産・子育て応援給付金の支給を受けるには
 支給を受けるには、下記の通り申請手続きを行ってください。

区分	支給までの流れ	申請期限
出産応援給付金	妊娠届出の際に、妊婦と面談を行います。 面談を受けた後に、申請手続きを行ってください。	妊娠中
子育て応援給付金	出生後、産婦・新生児訪問もしくは2か月児訪問 で面談を行います。 面談を受けた後に、申請手続きを行ってください。	生後4か月頃まで

《申請に必要なもの》

(1) 胎内市出産・子育て応援給付金申請書（請求書）

伴走型相談支援の面談後（妊娠届出、産婦・新生児訪問もしくは2か月児訪問）にお渡しいたします。里帰り出産等でお渡しできない方には、郵送させていただきます。

(2) 振込先金融機関口座確認書類

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写しを「胎内市出産・子育て応援給付金申請書（請求書）」に添付し、提出してください。

※申請書等の不備による振込不能等があり、支払いが完了しなかった場合は、連絡させていただきます。その場合、翌月20日までに連絡や確認がとれなかった場合は、当該申請は取り下げられたものとみなします。

《申請場所》

健康づくり課 子育て応援係・庶務係（ほっとHOT・中条内）

《支給》

申請月の翌月末頃



【問い合わせ先】

胎内市健康づくり課（ほっとHOT・中条内）

〒959-2656 胎内市西本町11番11号

電話：0254-44-8680（直通）

FAX：0254-44-8641

mail：boshi@city.tainai.lg.jp

（問合せ対応時間：平日8時30分～17時15分まで）